2019・2020・2021年度 雫石町 物品の買入れ等
競争入札参加資格審査申請提出要領

2019・2020・2021年度において，雫石町が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加を希望する方は，次により資格審査申請書等を提出してください。

また，業務内容等により，登録区分以外の入札等においても，指名される場合があります。

申請における見直しについて

盛岡広域８市町（盛岡市，滝沢市，八幡平市，紫波町，矢巾町，雫石町，葛巻町，岩手町）では，皆さまがこれまで各市町に行っていた申請に係る負担の軽減や申請に係る事務処理の効率化を目標に，平成 33 年度以降，共同申請受付を行う準備を進めています。その都合上，今回の申請では申請様式を見直ししております。また，各市町で添付書類等が異なりますので，手引きをご確認いただき，書類の作成，提出をお願いいたします。申請される皆さまのご理解と御協力をよろしくお願いいたします。

Ⅰ　物品の買入れ等について

1　「**物品の買入れ**」，「**物品の製造の請負（印刷請負を含む。）**」，「**物品の修繕**」，「**物品の売払い**」及び「**物品の借入れ**」並びに「**建設関連業務以外の業務の委託（役務の提供等を含む。）**」が該当します。

2　雫石町小規模工事契約希望者として登録されている方は，この申請により，雫石町物品の買入れ等競争入札参加資格者としての認定を受けた時点で，雫石町小規模工事契約希望者登録が取り消されます。

Ⅱ　競争入札参加者の資格要件

1　競争入札に参加する方の資格要件は，次のとおりです。

(1)　営業又は事業に関し法律上許可，認可等が必要とされる場合において，その資格を有する者

(2)　関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止並びに事務所の閉鎖処分を受けていない者

(3)　**審査基準日（平成31年１月１日　以下同じ。）において営業又は事業年数が１年以上ある者**

(4)　審査基準日の直前の営業又は事業年度において，競争入札への参加を希望する業務についての業務履行実績（別表１の小分類に示す業務ごとの業務履行実績）を有する者（「53　売払い」を除く。）

(5)　町税並びに法人税，所得税，消費税及び地方消費税を滞納していない者

2　次の欠格要件に該当する方は，資格審査を受けることができません。

(1)　競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2)　営業又は事業に関し，法令の規定による許認可，免許，登録等を必要とする場合において，当該許認可，免許，登録等を受けていない者

(3)　暴力団員等である者

ア　暴力団員（暴力団の構成員及び暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。）

イ　暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

ウ　法人その他の団体であって，指定暴力団員がその役員となっているもの

エ　暴力団員が出資，融資，取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの（前号に該当するものを除く。）

(4)　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者，民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者

(5)　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条，厚生年金保険法（昭和29年法律第 115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第 116号）第７条の規定に違反していない者であること。

(6)　資格審査申請書の重要な事項について，虚偽の記載をし，又は重要な事実について記載しなかった者

Ⅲ　資格審査申請書の受付期間

平成31年２月１日（金）から平成31年２月28日（木）まで（土曜日，日曜日及び祝日を除く。）

※　受付期間を過ぎた申請は一切受け付けませんのでご注意ください。郵送は不備の修正含めて2/28**必着**です。

受付期間内に資格審査申請書を提出（郵送）しない場合や，記載内容の不備等により資格審査申請書が受理できない場合は，次回2020年の追加受付まで申請できません。

Ⅳ　資格審査申請書の提出方法

記入内容を説明できる方が直接持参してください。（郵送も可）

受付場所：雫石町役場　庁舎２階　総務課　財産管理担当（雫石町千刈田５番地１）
受付時間：午前：午前９時から午前12時00分まで
午後：午後１時から午後４時まで
予約制ではありません。先着順の受付となります。

Ⅴ　資格審査結果の通知

町からの通知は行いません。
申請及び添付書類等に不備がなく受理した場合は、資格審査合格となります。

Ⅵ　資格の有効期間

資格の有効期間は，2019年４月１日から2022年３月31日までの３年間です。
※盛岡広域共通申請にかかる名簿統一のため、有効期間を延長します。
受付期間内に資格審査申請書を提出（郵送）しない場合や，記載内容の不備により資格審査申請書が返送され，受付期間内に再度審査を行い受理が出来なかった場合は，次回2020年の追加申請受付まで申請できません。

Ⅶ　提出書類一覧

ご提出いただく書類は，資格審査のほか，入札及び見積参加者の選定や契約手続等に必要な書類のため，正確に作成してください。また，資格審査申請書等の提出後，申請内容に変更が生じたときは，速やかに競争入札参加資格審査申請書変更届を提出してください。
日付の記載欄のある書類については，必ず日付を記載して提出してください。記載する日付は，持参申請の場合は提出日，郵送の場合は投函日です。日付のない書類は受理しませんので注意してください。
なお，書類の記載にあたっては，鉛筆またはフリクション（消せるボールペン）などの改変の可能性のある筆記用具は使用しないでください。

No	提　出　書　類	様式	提出要領掲載ページ
1	雫石町物品の買入れ等競争入札参加資格審査申請書	第１号	4
2	物品の買入れ等競争入札参加資格審査調書 その１・その２	第２－１号 第２－２号	4
3	希望営業種目一覧表（希望順）その１・その２	第３－１号 第３－２号	6
4	委任状（契約権限を委任する場合のみ必要）	第４号	6
5	使用印鑑届（契約権限を第三者に委任せず，実印と異なる印鑑を使用印鑑とする場合のみ必要）	第５号	6
6	営業実績調書	第６－１号 第６－２号	6
7	登録種目に関する必要な営業許可・認可・登録等調書	第７号	6
8	暴力団，暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書	第８－１号	7

9	役員の一覧表		第８－２号	7
10	資本関係・人的関係に関する届出書		第９号	7
11	労働条件に関する誓約書		第10号	7
12	全部事項証明書（**個人の場合は身分証明書**）		写し可	8
13	印鑑証明書		原本に限る	8
14	営業又は事業に関し必要な許可，認可等を受けていることを証明する書類		写し可	8
15	納税証明書		写し可	８～９
16	計算書類	【法人のみ】貸借対照表（資格審査基準日の直前１事業年度分）	写し可	9
17		【法人のみ】損益計算書（資格審査基準日の直前１事業年度分）	写し可	9
18		【法人のみ】株主資本等変動計算書（資格審査基準日の直前１事業年度分）	写し可	9
19		【法人のみ】個別注記表（資格審査基準日の直前１事業年度分）	写し可	9
20		【個人のみ】収支計算に関する書類（資格審査基準日の直前１事業年度分）	写し可	10
21		【個人のみ】貸借対照表等の自己資本が確認できる書類（資格審査基準日の直前１事業年度分）	写し可	10
22	【個人のみ】営業の事実を証明する書類		写し可	10
23	競争入札参加資格審査申請書提出書類確認票（受付確認票）		所定のもの	10

アンケートに御協力をお願いいたします。			
24	電子入札・業者登録の電子申請についてのアンケート	アンケート様式	

※ アンケートはファイルに挟まずにお持ちください。

Ⅷ　提出部数

各１部を提出してください。

Ⅸ　資格審査申請に関する問い合わせ先

雫石町　総務課　財産管理担当

TEL ０１９－６９２－６４８９

Ⅹ　提出書類のつづり方

提出書類等は，次に示す『ＸＩ　提出書類の記載要領等』により作成し，「記載事項チェックリスト（記載内容確認票）」を使用し申請内容等を確認のうえ，表紙及び背表紙に申請者の商号又は名称を記載した**紙製のＡ４判フラットファイル（縦・２穴のもの。色の指定はありません。）**に「競争入札参加資格審査申請書提出書類確認票（受付確認票）」の番号順に長辺つづりに綴じて提出してください。

Ｘ Ｉ　提出書類の記載要領等

会社名・個人名等の記載については，登記簿等の記載に関わらず，常用漢字等で申請してください。様式第１号から第10号については，様式ファイルの「はじめに」タブで申請市町に「雫石町」を選択することで全シートに市町村名及び宛名が記入されますので，**最初に当該箇所の選択を忘れず行ってください。**

１　雫石町物品の買入れ等競争入札参加資格審査申請書（様式第１号）

⑴　法人の場合

本社（本店）の住所，商号又は名称及び代表者の職・氏名を記入のうえ，実印を押印してください。

なお，営業している住所と全部事項証明書の住所が異なるときは両方を記入し，全部事項証明書に記載のある住所に（登）と記入してください。

⑵　個人の場合

住所，商号又は名称及び代表者の氏名を記入のうえ，実印を押印してください。

⑶　「申請事務担当者」欄

資格審査申請書類の内容について照会する場合の連絡先を記入してください。

※　行政書士等が作成し代理申請する場合は，「申請事務担当者」欄に，その職・氏名を記入し，押印してください。申請書（様式第１号）の代表者実印の押印を省略する場合は，必ず代理人（行政書士等）の使用印を明らかにした代理申請に係る委任状（任意様式）を添付してください。

２　物品の買入れ等競争入札参加資格審査調書

⑴　物品の買入れ等競争入札参加資格審査調書・その１（様式第２－１号）

①「企業区分」欄

別表２「大企業と中小企業の区分」を参考に，該当する区分に〇印を記入してください。

②「消費税」欄

消費税法の規定による課税事業者，免税事業者の区分について該当する区分に〇印を記入してください。

③「１　申請者」欄

雫石町物品の買入れ等競争入札参加資格審査申請書（様式第１号）と同様に記入してください。

※　法人番号は，国税庁が法人・団体等に割り当てた数字13桁の番号です。法人・団体の法人番号が不明な場合は国税庁の法人番号検索サイトで確認してください。個人業者の場合は0（半角ゼロ）を13個入力してください。　　法人番号検索サイト　⇒　https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

④「２　雫石町内又は町近郊の事業所名」欄

雫石町内又は町近郊（盛岡広域７市町【盛岡市,滝沢市,八幡平市,紫波町,矢巾町,岩手町,葛巻町】）に有する支店・営業所等の名称及び住所等を記入してください。

⑤「３　受任者（年間委任(様式第４号に定める委任事項)を受けた契約権限を有する代理人(支店等)）」欄

代表者が入札・契約等の権限を，支店長，営業所長等の特定の方に継続的に委任する場合のみ記入してください。

⑵　物品の買入れ等競争入札参加資格審査調書・その２（様式第２－２号）

「商号又は名称」欄を記入し，「経営状況」の各欄を次により記入してください。

①「自己資本額」欄

ア　「資本金」

【法人】　審査基準日（平成31年１月１日）における，資格審査基準日の直前事業年度分の次の金額を千円単位（千円未満は切り捨て）で記載してください。

・株式会社，有限会社　　：全部事項証明書の資本金
・合資会社，財団・社団法人：貸借対照表の資本金額
・社会福祉法人　　：基本財産（貸借対照表の基金）
・特定非営利活動法人　　：貸借対照表の正味財産の金額

【個人】　審査基準日（平成31年１月１日）における，資格審査基準日の直前事業年度分の貸借対照表から，「元入金」を千円単位（千円未満は切り捨て）で記載してください。

イ　「自己資本金」

【法人】　審査基準日（平成31年１月１日）における，資格審査基準日の直前事業年度分の貸借対照表から，「純資産の合計」を千円単位（千円未満は切り捨て）で記載してください。

【個人】　青色申告の貸借対照表の「事業主借勘定」，「元入金」と「青色申告特別控除前の所得金額」の

合計額から，「事業主貸勘定」を差し引いた額を千円単位（千円未満は切り捨て）で記入してください。

②「直近決算年度の財務状況」欄

ア　「流動資産額（１）」

【法人】　審査基準日（平成31年１月１日）における，資格審査基準日の直前事業年度分の貸借対照表から，「流動資産額」を千円単位（千円未満は切り捨て）で記載してください。

【個人】　審査基準日（平成31年１月１日）における，資格審査基準日の直前事業年度分の貸借対照表を参考に，現金，預金，受取手形，売掛金，有価証券，棚卸資産，前払金，短期貸付金及びその他の流動性資産を合計した額を千円単位（千円未満は切り捨て）で記載してください。

イ　「流動負債額（２）」

【法人】　審査基準日（平成31年１月１日）における，資格審査基準日の直前事業年度分の貸借対照表から，「流動負債額」を千円単位（千円未満は切り捨て）で記載してください。

【個人】　審査基準日（平成31年１月１日）における，資格審査基準日の直前事業年度分の貸借対照表を参考に，支払手形，買掛金，短期借入金，未払金，前受金，預り金及びその他の流動性負債を合計した額を千円単位（千円未満は切り捨て）で記載してください。

ウ　「固定資産額（３）」

審査基準日（平成31年１月１日）における，資格審査基準日の直前事業年度分の貸借対照表から，「固定資産額」を千円単位（千円未満は切り捨て）で記載してください。

エ　「総資本額（４）」

審査基準日（平成31年１月１日）における，資格審査基準日の直前事業年度分の貸借対照表から，「負債及び純資産合計」を千円単位（千円未満は切り捨て）で記載してください。

オ　「経常利益（５）」

審査基準日（平成31年１月１日）における，資格審査基準日の直前事業年度分の損益計算書から，「経常利益金額」を千円単位（千円未満は切り捨て）で記載してください。

カ　「税引前当期利益（６）」

審査基準日（平成31年１月１日）における，資格審査基準日の直前事業年度分の損益計算書から，「税引前当期純利益金額」を千円単位（千円未満は切り捨て）で記載してください。

③「営業又は事業年数」欄

登記上の会社成立年月日（個人の場合は創業年月日）を起算日とし，審査基準日（平成31年１月１日）までの営業又は事業年数を記入してください。実際の会社設立が登記前であった場合も，登記記載の会社成立年月日を起算日としてください。

④「従業員数」欄

審査基準日（平成31年１月１日）における従業員数，常時雇用職員とし，法人にあっては常勤役員，個人にあってはその事業主を含んだ数を記入してください。

また，併せて障がい者の雇用人数について記入してください。

ア　「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用状況報告の義務が有る事業者（常用労働者数50人以上）は，平成30年６月１日現在の障害者雇用状況報告書から障がい者雇用人数（雇用状況報告書⑩）と障がい者法定雇用数（雇用状況報告書⑧の㈡×法定雇用率）を記載してください。

イ　障害者雇用状況報告の義務が無い事業者（常用労働者数49人以下）は，審査基準日現在において雇用している障害者の人数を記入してください。障害者を雇用している場合は，障害者を常時雇用していることを証する書類（身体障害者手帳の写し等，障害を証明できる書類及び保険証の写し等雇用を確認できる書類）の提出が必要となります。法定雇用数についての記載は不要です。

⑤「障がい者雇用状況」欄

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用状況報告の義務が有る事業者（常用労働者数50人以上）は「有」を，あてはまらない事業者は「無」を選択してください。義務のある業者は，平成30年６月１日現在の障害者雇用状況報告書の写しの提出が必要となります。

また，公共職業安定所に提出している平成30年６月１日現在における法定雇用障害者数の達成状況について「達成」または「未達成」を選択してください。

⑥「ＩＳＯ認証取得状況」欄

国際標準化機構の規格ISO9000シリーズ又はISO14001の認証取得状況について有無を選択し，「有」の場合は認証機関，認証取得日及び認証番号を記入してください。

３　希望営業種目一覧表（希望順）・その１，その２（様式第３－１，３－２号）

⑴　「商号又は名称」欄を記入してください。

⑵　別表１（1)物品の買入れ及び製造コード表及び（2)業務委託等コード表により作成してください。大分類，小分類，細分類とも該当するコード番号を記入してください。

⑶　大分類，小分類について，登録を希望する順に記入してください。

⑷　登録を希望する細分類について，番号順に記入してください。

なお，希望する小分類に該当する細分類がない場合，「99　その他」への登録となりますが，この場合は，具体的な**１品目のみを15文字以内**で記入してください。具体的な品目の記載のない「その他」への登録は出来ません。ただし，内容によっては登録にあたって町で類似する品目への変更，統合または削除を行うことがあります。

⑸　「その２　業務委託等」については，**業務の主要部分を自社のみで実施できることが登録条件となっています**ので，それを踏まえての申請としてください。

⑹　「直前事業年度実績額」欄は会社全体の売上高のうち希望する**小分類ごと**の売上高を記入してください。（概数で可)**売上高が無い場合，その分野の登録はできません。**

⑺　**「その１」・「その２」のうち，登録を希望しないものがある場合でも，「登録希望なし」と記入の上，両方とも提出してください。**

４　委任状（様式第４号）

⑴　**代表者が，支店長，営業所長等，特定の方に継続的に契約権限を委任する場合**に，様式第４号により委任状を作成し提出してください。

⑵　委任に当たっては，復代理人の選任から請負代金の請求並びに受領等，契約に関する一連の事項が分割されることなく，同一の方に委任してください。

⑶　委任期間は，資格登録の有効期間（2019年４月１日から2022年３月31日まで）となります。

なお，社印（社判・角印）等の契約権限を有する方を特定できない印は使用できません。受任者の個人印（名字のみ等）は使用することができます。

⑷　人事異動等により，申請後に受任者の変更があった場合には，資格の登録される平成2019年４月１日以前・以後に関わらず，速やかに委任状を作成の上提出してください。

⑸　雫石町では同一人間での契約権限の委任を認めていません（認可できない例：代表取締役　盛岡　太郎 ⇒ 盛岡営業所長　盛岡　太郎）。

５　使用印鑑届（様式第５号）

代表者が，入札，契約等の権限を第三者に委任しない場合で，実印と異なる印鑑を使用印鑑とする場合のみ提出してください。委任状（様式第４号）を提出する場合は，使用印鑑届は作成不要です。

なお，社印（社判・角印）等の契約権限を有する方を特定できない印は使用できません。

６　営業実績調書（様式第６－１号，６－２号）

⑴　平成29年及び平成30年（審査基準日前）において，**雫石町及びその他の官公庁に対し契約実績がある場合**は「様式第６－１号」に記入してください。なお，受任している場合でも会社全体の実績によって構いません。

実績が多数ある場合は，別紙添付とせず，主なもののみを記載してください。実績がない場合 は「なし」と記入してください。

⑵　官公庁との契約実績のない方も申請・登録は可能ですが，実際の契約時に市に入札保証金・契約保証金が必要となります（「様式第６－２号」に記載すること）。

⑶　官公庁との契約実績はあるが法人・団体の規則等によって**案件や金額が記載できない場合は受理しません**ので注意してください。

７　登録種目に関する必要な営業許可・認可・登録等調書（様式第７号）

別表３「許認可等の例」を参考に，資格や有資格者を記入して提出してください。記載する許可・認可・登録等が特にない場合でも提出は必須です。その場合は冒頭の選択欄で「無」を選択して提出してください。

8　暴力団，暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書（様式第８－１号）

(1)　誓約書の内容を確認し，申請者の住所（所在地），商号又は名称，代表者の職・氏名を記入のうえ，実印を押印してください。

(2)　必ず両面印刷にし，誓約書の裏面（ー参照ー）も印刷してください。両面印刷ができない場合は，ホチキス留めにし，割印してください。

(3)　申請者の欠格要件に該当しないことを確認するため，暴力団，暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない旨，誓約していただきます。

(4)　本誓約書の提出がない場合は，申請を受け付けません。

(5)　該当の有無を確認するため，追加資料の提出を求める場合があります。

(6)　該当の有無を確認するため，本誓約書及び競争入札参加資格審査申請書その他雫石町に提出した書類の全部又は一部（書類の記載内容の抜粋を含む。）を岩手県警察本部に提供する場合があるので，了解のうえ申請してください。

(7)　岩手県警察本部への照会の結果，該当することが判明した場合は，競争入札参加資格に登載しません。

9　役員の一覧表（様式第８－２号）

法人にあっては，登記されているすべての役員（監査役を含む。），個人にあっては，その者（事業主）について，記入してください。

記載された個人情報は，岩手県警察本部に暴力団等の照会を行う目的のみに使用し，その他の目的には使用しません。

10　資本関係・人的関係に関する届出書（様式第９号）

様式裏面の内容を確認の上，資本を同一とする会社や，自社の役員が他社の役員等を兼ねている事項を記入してください。

他業者との資本関係・人的関係が無い場合も，該当が無い事の届出として作成・提出してください。

11　労働条件に関する誓約書（様式第10号）

該当する項目に〇を付けてください。任意加入である個人事業主についても必ず作成・提出してください。

社会保険・雇用保険の加入義務の有無は以下のとおりです。

【社会保険（健康・厚生年金）】

	労働者５人以上	労働者５人未満
法人事業所（労働者数に関わりなく）	強制適用	強制適用
以下を除く個人事業主	強制適用	任意適用
個人事業主（農業・漁業・一部のサービス業※）	任意適用	任意適用

※ 一部のサービス業…旅館，飲食，理美容，弁護士事務所，税理士事務所など

【雇用保険加入義務】

	労働者５人以上	労働者５人未満
法人事業所（労働者数に関わりなく）	強制適用	強制適用
以下を除く個人事業主	強制適用	強制適用
個人事業主（農業・漁業）	強制適用	任意適用

社会保険・雇用保険の仕組みや加入手続詳細に関しての御不明な点は，社労士または以下の窓口にご相談ください。お近くの窓口は以下のURLから確認できます。

【社会保険（健康・厚生年金）】　→　日本年金機構　http://www.nenkin.go.jp/

【雇用保険】　→　公共職業安定所（ハローワーク）　https://www.hellowork.go.jp/

《　添付書類　》

1　全部事項証明書（個人の場合は身分証明書）（写し可）

申請書提出日の直前３か月以内に発行されたものを提出してください。
(1) 法人の場合　法務局が発行する全部事項証明書（現在事項証明書）
(2) 個人の場合　本籍地の市区町村発行の身分証明書

２　印鑑証明書（原本に限る。）
申請書提出日の直前３か月以内に発行されたもの
(1) 法人の場合　法務局が発行
(2) 個人の場合　住民登録をしている市区町村が発行

３　営業又は事業に関し必要な許可，認可等を受けていることを証明する書類（写し可）
別表３「許認可等の例」を参考に，希望営業種目が営業するに当たり許可，認可，登録，免許等を必要とするものである場合には，それを証明する書類又はその写し。書類の確認にあたっては提出された書類と様式第７号を突合しますので，遺漏のないよう提出してください。個人資格については，代表する１名分のみの証明書１部ずつの提出で構いません。

４　納税証明書（納期限が到来している分について未納の税額がないことの証明書）（写し可）
雫石町の町税並びに法人税，所得税，消費税及び地方消費税を滞納していないことを確認するものです。
町税については，雫石町に納めたものが対象となります。雫石町以外に納めたものは対象外です。
次の区分に従って，**申請書提出日の直前３か月以内**に発行された直近１年分又は１事業年度分の納税証明書又はその写しを提出してください。ただし，町民税に係る特別徴収の納税証明書は，申請書を提出する年度の前年度分のみとします。
国税については，税務署で発行する**未納の税額がないことの証明書（納税証明書（個人はその３の２，法人はその３の３））**を提出してください。
（※税務署窓口での書面による請求のほか，インターネットによるオンライン請求が可能です。詳しくはe-Taxホームページ（http://www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。）
その他，県税，当町以外の市区町村税に関する証明書は必要ありません。

納税証明書の税目ごとの提出書類等及びその書類の発行先は，次のとおりです。

区分		税目	課税の有無等	提出書類等	発行先
雫石町内に本店又は営業所等を有する法人	町税（雫石町分）	法人町民税	課税有り	直近１年分の納税証明書	町
			町内に営業所等を設立後，課税がない	収受印のある法人の設立・変更等の申告書の写し	町
		固定資産税	課税有り	平成30年度納税証明書	町
			課税無し	不要	―
		軽自動車税	課税有り	平成30年度納税証明書	町
			課税無し	不要	―
		町民税に係る特別徴収	雫石町から特別徴収義務者に指定されている事業所の場合	直近１年分の納税証明書	町
	国税	法人税	市内に営業所等を設立後，法人市民税の課税がない	納税証明書（その３の３）	税務署
		消費税及び地方消費税	課税有り		
			免税	不要	―
雫石町内に本店又は営業所等を有しない法人	町税（雫石町分）	固定資産税	課税有り	平成30年度納税証明書	町
			課税無し	不要	―
		軽自動車税	課税有り	平成30年度納税証明書	町
			課税無し	不要	―
		町民税に係る特別徴収	雫石町から特別徴収義務者に指定されている事業所の場合	直近１年分の納税証明書	町
	国税	法人税	課税有り	納税証明書（その３の３）	税務署
		消費税及び地方消費税	課税有り		
			免税	不要	―
雫石町内に住所を有する個人	町税（雫石町分）	個人町民税	課税有り	平成30年度納税証明書	町
			課税無し又は免税	非課税証明書	
		固定資産税	課税有り	平成30年度納税証明書	
			課税無し	不要	―
		軽自動車税	課税有り	平成30年度納税証明書	町
			課税無し	不要	―
		国民健康保険税	課税有り	平成29年度納税証明書	町
			課税無し	不要	―
		町民税に係る特別徴収	雫石町から特別徴収義務者に指定されている場合	平成29年度納税証明書	町
	国税	消費税及び地方消費税	課税有り	納税証明書（その３の２）	税務署
			免税	不要	―
雫石町内に住所を有しない個人	町税（雫石町分）	固定資産税	課税有り	平成30年度納税証明書	町
			課税無し	不要	―
		軽自動車税	課税有り	平成30年度納税証明書	町
			課税無し	不要	―
		町民税に係る特別徴収	雫石町から特別徴収義務者に指定されている場合	平成29年度納税証明書	町
	国税	申告所得税		納税証明書（その３の２）	税務署
		消費税及び地方消費税	課税有り		
			免税	不要	―

発行先　【町】雫石町役場　税務課（庁舎１階）
【税務署】本店所在地の税務署窓口での書面による請求のほか，オンラインでの請求が可能です。
詳しくはe-tax ホームページ（http://www.e-tax.nta.go.jp/）をご覧ください。

（お願い）窓口の混雑状況によりお待たせする場合がありますので，早めのご準備にご協力ください。

５　計算書類（写し可）

（1）法人の場合

ア 資格審査基準日の直前１事業年度分の貸借対照表

イ 資格審査基準日の直前１事業年度分の損益計算書

ウ 資格審査基準日の直前１事業年度分の株主資本等変動計算書

エ 資格審査基準日の直前１事業年度分の個別注記表

(2) 個人の場合

ア 資格審査基準日の直前１事業年度分の収支計算に関する書類

イ 資格審査基準日の直前１事業年度分の貸借対照表等，自己資本が確認できる書類。

６　営業の事実を証明する書類（個人の場合のみ必要）（写し可）

仕入伝票，売上伝票等，営業の事実を証明する書類の写し

７　障害者の雇用を証明する書類の写し【雫石町は提出不要】

(1)「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく，障害者雇用状況報告の義務がある（常用雇用者数50人以上）場合は，公共職業安定所に提出した平成30年６月１日現在の障害者雇用状況報告書（厚生労働省告示 様式第６－１号）の写しを提出してください。

(2) (1)に該当しない場合で障害者を雇用している場合は，障害者を常時雇用していることを証する書類（身体障害者手帳等，障害を証明できる書類及び保険証の写し等雇用を確認できる書類）又はその写しを提出してください。

８　あて先を明記した資格審査結果通知書用封筒【雫石町は提出不要】

(1) 長形３号（12.0cm×23.5cm）の封筒に，資格審査結果通知書の受領先のあて先を明記し，82円分の郵便切手を貼付したものを１通提出してください。

(2) 資格審査結果については，「Ⅴ 資格審査結果の通知」のとおり町からは通知しません。

９　競争入札参加資格審査申請書提出書類確認票（受付確認票）

申請書及び各種証明書等の準備が整った後，各提出書類について確認のうえ，Ａ４判に両面印刷したものを提出してください。（両面印刷が出来ない場合は，片面印刷でも可）